

各事業所長 様

兵庫県高齢政策課長

令和3年度介護支援専門員証更新に係る法定研修の受講申込失念及び未受講の場合の有効期間の取扱いについて

令和2年度に新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止、延期した法定研修受講をもって更新手続きをする予定だった者は、「新型コロナウイルス感染症拡大の影響で令和3年度介護支援専門員証更新に係る法定研修が受講出来ない場合の取扱い(※1)」(兵庫県ホームページ掲載)により、介護支援専門員証の有効期間延長措置の対象としています。

従来、更新研修の未受講・未申込の場合は、介護支援専門員証の記載の有効期間をもって有効期間満了としていましたが、この度、新型コロナウイルス感染症拡大の影響での研修の中止及び延期後、更新研修の未受講・未申込の場合の介護支援専門員証の有効期間の取扱いについて以下のとおりお知らせします。

記

1 対象者(次のすべての項目に該当する者)

- (1) 現に有する介護支援専門員証に記載の有効期間が令和3年度以前に満了する
- (2) 更新に必要な研修が、以下のいずれかに該当する
 - ・①専門研修課程Ⅰ・更新研修A前期と②専門研修課程Ⅱ・更新研修A後期
 - ・②専門研修課程Ⅱ・更新研修A後期
- (3) 必要な研修の申込を失念、もしくは正当な理由なく未受講(下記**※1の取扱い**)に該当する場合を除く)
- (4) 兵庫県登録の介護支援専門員

2 資格を喪失しない取扱いとする期間

- (1) 既に有効期間が満了している場合・・・別添の資料1を確認ください。
- (2) まだ、有効期間が満了していない場合・・・別添の資料2を確認ください。

※1の取扱い

(新型コロナウイルス感染症拡大の影響)

- ・感染予防のため、自発的に研修参加を見送った
- ・感染予防のため、家族や職場に研修参加を見送るよう要請された
- ・自身が感染した(研修開催時期や研修申込時期の前後において)
- ・自身が濃厚接触者となった(研修開催時期や研修申込時期の前後において) など

(資格を喪失しないとする取扱い)

現在お持ちの介護支援専門員証に記載の有効期間の翌日から、ご自身が令和3年度までに受講される研修修了日の翌月の末日まで(ただし、令和4年度に有効期間が満了する者で、令和3年度開催の研修について、受講定員の関係や新型コロナウイルスの影響で受講できなかった場合は、令和4年度まで延長措置の対象とする。)

※有効期間の延長措置について、申請手続きは必要ありません。各自必要な研修の申込を忘れずに行ってください。職場等に有効期間の延長措置の証明書を求められた場合、兵庫県ホームページよりメールで有効期間の延長証明の発行申請を承っておりますので、必要に応じて申請してください。